

船舶事故調査報告書

平成29年4月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成28年7月18日 09時00分ごろ～16時55分ごろの間）
発生場所	不明（福井県福井港北西方沖）
事故の概要	漁船第八藤栄丸は、揚網作業中、船長がウインチドラムに引き綱と共に巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	平成28年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八藤栄丸、4.01トン FK3-8094（漁船登録番号）、個人所有 8.87m (Lr) × 2.40m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、242.7kW、昭和54年4月10日 第251-08201号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年12月9日 免許証交付日 平成25年11月8日 （平成30年12月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海流 北流約1ノット（気象庁 日別海流における解析値）
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、あまだいのこぎ刺し網漁の目的で、平成28年7月18日03時50分ごろ福井港を出港した。 僚船（以下「僚船A」という。）の船長は、福井県坂井市雄島北方沖に向けて航行中、09時00分ごろ福井港北西方沖で作業中の本件船長と無線で交信した。 本件船長の家族は、本件船長が家に帰ってくるのが遅く、心配して岸壁に向かったところ、本船が帰港しておらず、着岸中の僚船（以下

	<p>「僚船B」という。)の船長に本船の状況を尋ねた。</p> <p>僚船Bの船長は、無線により、帰航中の僚船(以下「僚船C」という。)の船長に本船の状況を確認するよう依頼した。</p> <p>僚船Cの船長は、船首方に漂泊している本船を認め、16時55分ごろ、本船に接近し、機関室囲壁の右舷側に設けられたウインチドラム(以下「本件ドラム」という。)に引き綱及び漁具のチェーンと共に巻き込まれている本件船長を発見し、17時05分ごろ118番通報を行った。</p> <p>本件船長は、海上保安庁の船舶で福井県三国町所在のマリーナに運ばれ、搬送された病院で死亡が確認され、死因は窒息及び循環障害と検案された。</p> <p>本船は、僚船Aにより福井港へえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本件ドラム付近の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件ドラムは、Vベルトを介して機関で駆動され、一定方向(時計回り)に回転するもので、本件船長が発見された際、本件ドラムのスイッチは入った状態で、Vベルトが外れて停止していた。</p> <p>本船の漁法は、目印となる旗ざおをつないだ錨、チェーン及び網を海底に沈め、旗ざおを中心とした円を描くように網を引くものであった。</p> <p>本船の漁具は、船尾から網まで直径約20～40mm、長さ約300mの引き綱、約15mのチェーン、約50mの引き綱、約5mのチェーン、約50mの引き綱を順につないで構成されていた。</p> <p>本船は、発見された際、本件ドラムのリモコンが本件船長の手の届く範囲に置かれていた。</p> <p>本件船長は、約25年間こぎ刺し網漁に従事していた。</p> <p>本件船長は、発見された際、シャツ、ズボン、ゴムカッパ、ゴム手袋、ゴム長靴及びポーチ型の救命胴衣を着用していた。</p> <p>本件船長の家族は、本件船長の体調が良好であり、本事故当日もふだんと変わった様子はなかったと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本件船長の死因は、窒息及び循環障害であった。</p> <p>本船は、本件船長が1人で乗り組み、福井港北西方沖において、09時00分ごろ僚船Aの船長と無線で交信した後、16時55分ごろ本件船長が本件ドラムに引き綱及び漁具のチェーンと共に巻き込まれた状態で発見されていることから、この間において、こぎ刺し網漁の揚網作業中、本件船長が本件ドラムに引き綱と共に巻き込まれたもの</p>

	と考えられるが、巻き込まれるに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、こぎ刺し網漁の揚網作業中、本件船長が本件ドラムに引き綱と共に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>本船が所属する漁業協同組合は、本事故の発生を受け、福井県農林水産部が主催する漁船操業安全講習会に組合員を参加させた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚網機に身体等が巻き込まれた際に、揚網機を緊急停止させる装置を備えることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

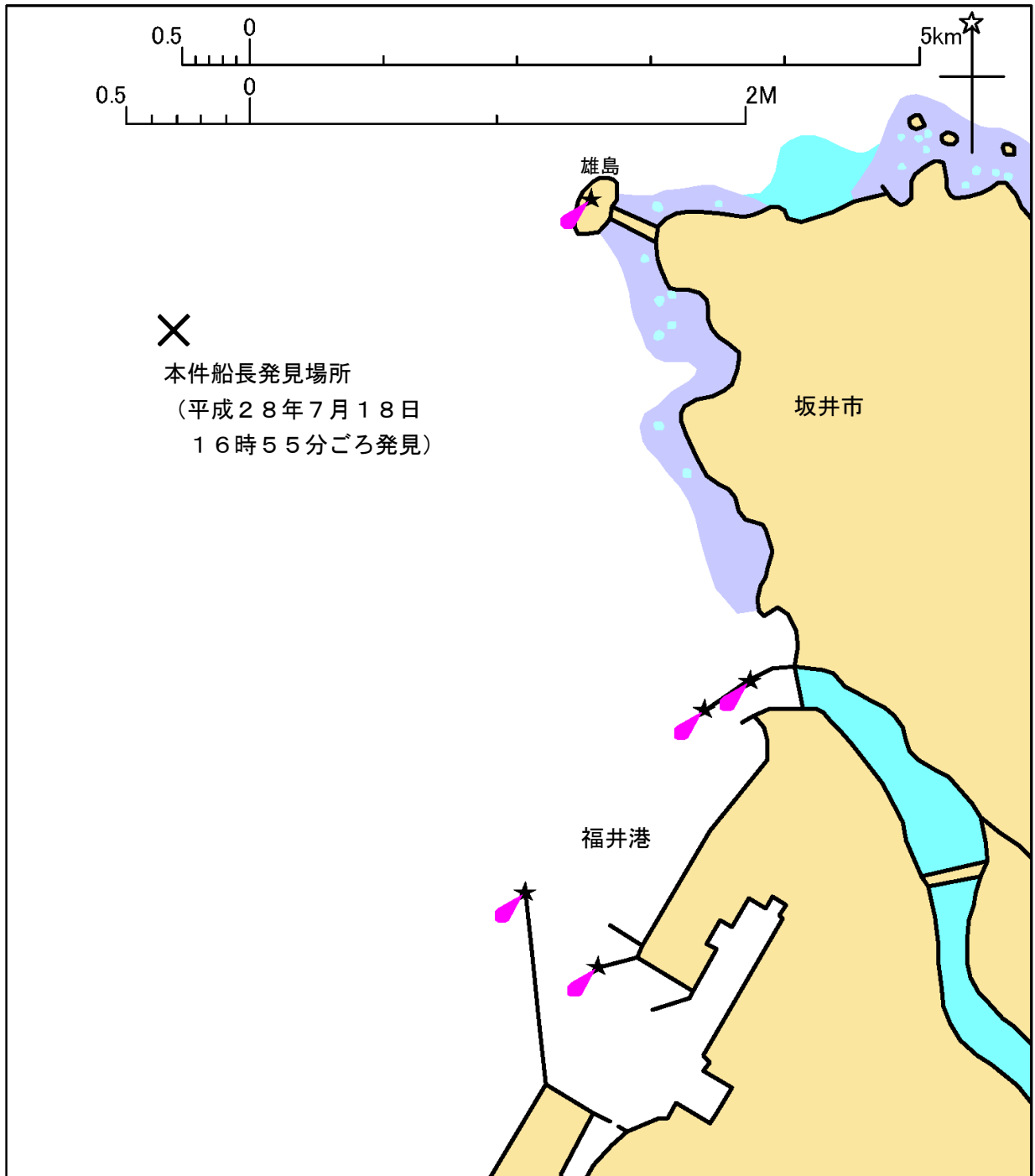
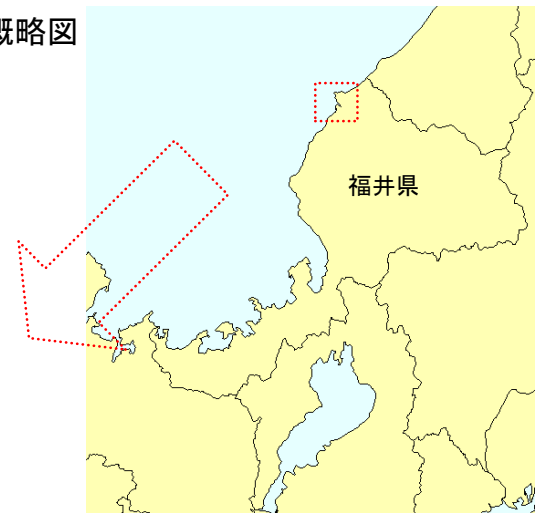
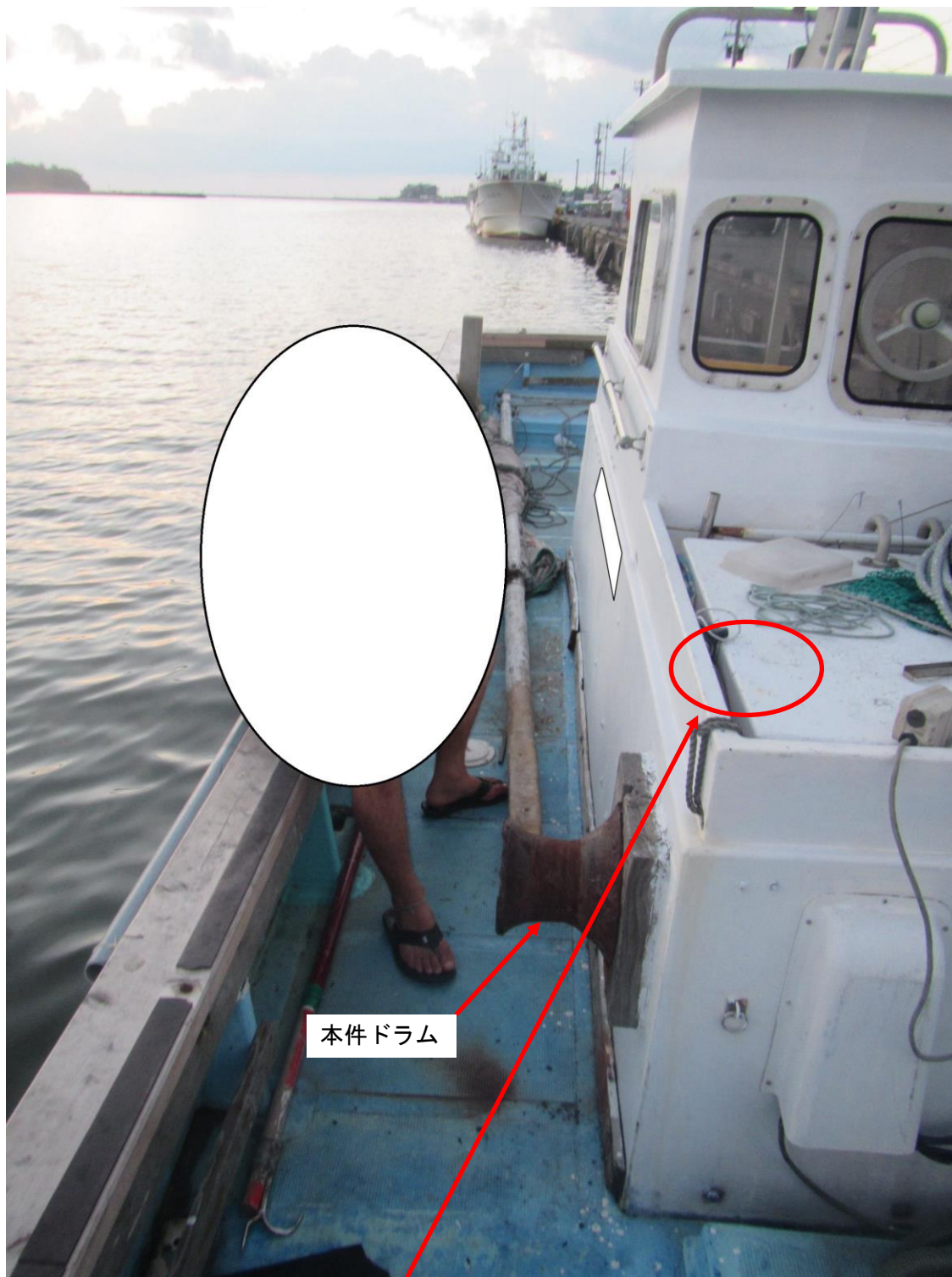


写真1 本件ドラム付近の状況



本事故当時、本件ドラムのリモコンがあった場所